

迫り来る！ 南海トラフ巨大地震

浅口市でも震度6弱か？



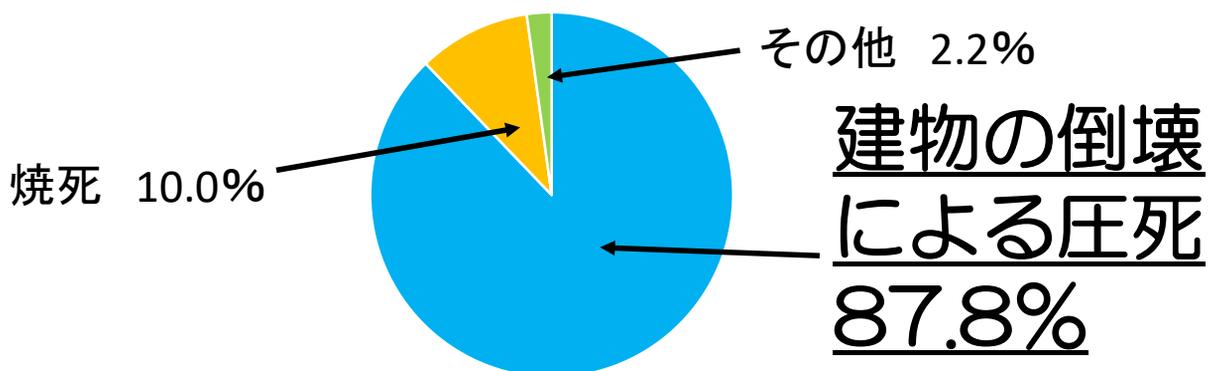
令和6年1月能登半島地震

Q.地震で倒壊した住宅と倒壊しなかった住宅、この差は何でしょう。

A.倒壊した住宅は昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられたものです。

旧耐震基準の住宅の約9割は震度6弱以上では壊滅的被害のおそれも！

阪神・淡路大震災では、死者の9割近くが建物の倒壊による圧死でした。(震災関連死を除く)



浅口市も決して他人事ではありません！！
古い住宅に押しつぶされないためにも
今すぐ対策を

頻発する大きな地震！

熊本

最大震度7
平成28年4月

北海道胆振東部
能登半島

最大震度7
平成30年9月

最大震度7
令和6年1月

地震の少ない岡山は地震に弱い？
耐震化で強くなろう！

部分耐震改修工事等

- ・ 部分耐震改修工事
- ・ 耐震シェルター設置工事
- ・ 防災ベッド設置工事

の補助も実施しています。

※詳しくは、まちづくり課へお問合せください。



⇒そして、あなたの命が守られる

浅口市は地震に強いまちづくりを支援します！

浅口市鴨方町六条院中3050
浅口市役所 まちづくり課
電話 0865-44-9044

●申請手続き

- ・浅口市役所まちづくり課が申請窓口となります。注)各支所では受付できません。
- ・まずは、まちづくり課へお電話ください。【電話】 0865-44-9044

申請に必要な書類等

- 建築時期が推測できる書類の写し
→建築確認済書、検査済証、固定資産税評価証明書、登記事項証明書など
- 申請する住宅の登記簿の写し
→登記されていない場合は、申請者が住宅の所有者とわかる資料
- 申請する住宅の平面図
→無い場合は、手書きの図面
- 申請する住宅の外観写真(2面以上)
→プリントアウトしたもの
- 住宅の所有者名で登録されている預金通帳(耐震改修申請時)
→補助金の支払先、口座番号が確認できるもの
- 市税等の納税(完納)証明書(市役所へお越しの際に税務課で発行)
→発行には、運転免許書等の身分証明書と手数料300円が必要です。



※増築されている住宅について

構造によっては複数戸として扱うこととなります。その際は、診断費用も増加します。増築をされている方は、増築部分の写真も合わせて持参してください。

●ブロック塀等の倒壊にも注意してください！！

浅口市は地震に強いまちづくりを推進します。

お問合せ・申請先

浅口市役所 まちづくり課

【電話】 0865-44-9044 【受付時間】 8:30～17:15 (ただし、土・日・祝日を除く)

令和8年度木造住宅の耐震化に関する補助制度

浅口市は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、古い基準で建てられた木造住宅の耐震化にかかる費用の一部を補助しています。

●申請受付期間

令和8年5月13日(水)～11月27日(金)



●補助の要件 原則、耐震改修工事まで実施する方

申請者	① 診断を行う住宅の所有者 ② 市税等(固定資産税、市民税等)を完納していること
建物	① 昭和56年5月31日以前 に着工の木造戸建て住宅(丸太組工法等は対象外) ② 所在地が浅口市内で、地上階数が2以下のもの

●耐震化の流れ

1. 現況診断 お住まいの住宅が地震に耐える強度があるかを診断

注)延べ面積が200㎡以内の場合

費用 **9万円**／棟 (このうち**8万円**を補助) → 申込者負担金**1万円**

200㎡超～300㎡以内の場合

費用 **10万円**／棟 (このうち**8万8千円**を補助) → **1万2千円**



現況診断の結果、「倒壊の可能性あり」と判断された場合(現況診断と同時申請可)

2. 補強計画 補強方法などを専門家と一緒に検討 負担金は現況診断と同額

費用 **9万円**／棟 (このうち**8万円**を補助) 注)延べ面積が200㎡以内の場合



補強計画を実施した場合

3. 耐震改修 補強計画に基づき、壁・柱・基礎などの補強工事を実施

耐震改修工事費の**80%**、上限**100万円**を補助

注)補助金交付決定前に工事契約や工事着工した場合は、補助金が交付されません。